

令和3年第9回日進市農業委員会議事録

招 集 年 月 日	令和3年9月28日(火)
招 集 の 場 所	日進市役所本庁舎4階第1会議室、北庁舎2階会議室
開 会	令和3年9月28日(火) 14時55分
出 席 委 員	<p>会長 6番 市川 豊 会長 総計 16人</p> <p>委員 1番 和田 義雄 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 6番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 11番 武田 住男 委員</p> <p>推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 内藤 勝司 委員 堀之内 済 委員 眞野 賢一 委員 村瀬 勝美 委員</p>
欠 席 委 員	10番 村瀬 和樹 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	<p>事務局 局長 祖父江 直文 次長 岡田 剛 係長 今井 康太 主事 増田 成美</p>

付議 事項	議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
	議案第3号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
	議案第4号	日進市農用地利用集積計画について
	議案第5号	都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定申請について
	議案第6号	農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の見直しについて
	専決第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
	専決第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
	専決第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

<p>開会</p> <p>(14:55)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局 議長 事務局</p> <p>議長 事務局</p>	<p>出席者が定足数に達しているので、令和3年第9回農業委員会 の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお 願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和3年第9回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に11番の武田 住男 委員と、1番の和田 義雄 委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>議案書朗読</p> <p>6番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>6番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、日進市総合運動公園から西に約200メートルの 位置に所在している5筆で、現況は田で、作付けはされておら ず、面積は5筆合計で539㎡です。</p> <p>申請者は岩藤町にお住まいで、年間300日程度農作業に従 事しており、その農作業暦は77年程になります。</p> <p>農業用機械は、トラクター、耕うん機、田植え機、バインダ、 軽トラック、普通自動車を所有しています。</p> <p>この度、申請者は申請地を取得し、営農地を拡大するため今 回の申請に至りました。</p> <p>なお、申請者は88歳と高齢ではありますが、体も健康で営 農意欲もあり、営農基盤確立のため、農地を管理していく旨の 理由書も添付されています。</p> <p>申請地では里芋の栽培を予定しています。</p> <p>6番の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかど うかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、 特段支障ありません。</p> <p>第1号、取得後全部効率的に利用できるかについては、現地 確認の結果全て耕作されています。</p> <p>第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当あり ません。</p> <p>第3号、信託によるかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第4号、取得後において常時従事する見込みがあります。</p>
--	--

	議長	<p>第5号、下限面積について、取得後の面積は3,000㎡を超えています。</p> <p>第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかについては、現地調査の結果特に支障はありません。</p> <p>以上により、農地法第3条第1項に規定する許可の見込みがあると思われます。</p> <p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第1号5番の案件の採決を宣言。</p>
	議長	<p>(挙手全員)</p> <p>議案第1号、6番の案件について挙手全員を確認、原案の通り可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、議案第2号を上程。</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p>
	事務局 議長 事務局	<p>議案書朗読</p> <p>18番と19番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>18番の案件について説明します。</p> <p>申請地は南小学校から北東に約160メートルの位置に所在しており、現況は畑で、作付けはされておらず、面積は483㎡です。</p> <p>申請者は、現在丹羽郡扶桑町の賃貸住宅に夫と2人で居住しています。</p> <p>今後の家族計画を踏まえると、現在の住まいでは手狭になるため一戸建て住宅の建築を計画しました。</p> <p>自己所有地はなく、土地の購入も検討しましたが条件に合う土地がなかったため両親に相談したところ、父の所有地を使用しても良いという承諾を得ることができました。</p> <p>両親が所有している土地は全部で18筆ありますが、全て市街化調整区域です。</p> <p>土地選定にあたり、申請地以外は農振農用地や建築基準法上、建築できない土地であり、他に適地はなく、やむを得ず申請地を選定したのになります。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに</p>

	<p>議長 事務局</p>	<p>北側の最終柵に集水し、北側の道路側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続きまして、19番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、米野木駅から北西に約400メートルの位置に所在し、現況は畑で、作付けはされておらず、面積は4筆合計で263.58㎡です。</p> <p>申請者は、現在名古屋市守山区の共同住宅に夫と息子の3人で居住しています。</p> <p>今後の家族計画を踏まえると、現在の住居は手狭になるため、一戸建て住宅の建築を計画しました。</p> <p>自己所有地はなく、両親に相談したところ祖母から申請地を使用しても良いという承諾を得ることができました。</p> <p>申請地は本家から近く高齢である祖母の傍らでお互い良好な関係を保ちながら、緊急時には助け合えるという利点があるため選定したのになります。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに西側の最終柵に集水し、西側の水路に放流するため、周囲の農地に対する影響はないと思われます。</p> <p>議案第2号の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>受付番号18番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力は借入金で造成します。また、転用の妨げとなる権利を有するものについては該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和3年11月1日から令和4年3月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつ</p>
--	-------------------	--

		<p>いては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>受付番号19番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、水管、ガスパ管が埋設されている幅員4メートル以上の道等の沿道の区域で、概ね500メートル以内に2つ以上教育施設、医療施設、その他の公共施設又は公益的施設がある区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また、転用の妨げとなる権利を有する者については、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和3年11月1日から、令和4年4月30日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、隣接の宅地と雑種地と一体利用します。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言。 (挙手全員)</p> <p>議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、議案第3号を上程。</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>議案書朗読</p>
議長		
議長		
事務局		

<p>議長 事務局</p>	<p>3番から7番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>3番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、岩崎台・香久山福社会館から北東に約400メートルの位置に所在する2筆になります。</p> <p>この生産緑地は、岩崎町に所在する申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、農作業ができない旨の診断が出ています。</p> <p>故障による解除を見据えての申請ですが、以前は申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明するには問題ないと思われます。</p> <p>続いて4番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、和合あかつき幼稚園から西に約320メートルの位置に3筆、南に約170メートルの位置に4筆になります。</p> <p>この生産緑地は、藤塚六丁目に居住していた申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、令和3年5月に死亡し、息子夫妻が相続しました。</p> <p>今後生産緑地としての管理ができず、解除を目的とした申請になります。以前は、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することに問題ないと思われます。</p> <p>続いて、5番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、和合あかつき幼稚園から北に約270メートルの位置に所在する5筆になります。</p> <p>この生産緑地は、藤塚六丁目に居住していた申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、令和3年5月に死亡し娘が相続しました。</p> <p>今後、生産緑地としての管理ができず、解除を目的とした申請になります。</p> <p>以前は、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。</p> <p>続きまして、6番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、和合あかつき幼稚園から南に約150メートルの位置になります。</p> <p>この生産緑地は、藤塚六丁目に居住していた申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、令和3年5月に死亡し娘が相続しました。</p> <p>今後、生産緑地としての管理ができず、解除を目的とした申</p>
-------------------	--

	<p>請になります。</p> <p>以前は、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われま。</p> <p>続きまして、7番の案件について説明します。</p> <p>申請地は和合あかつき幼稚園から西に約320メートルの位置になります。</p> <p>この生産緑地は、藤塚六丁目に居住していた申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、令和3年5月に死亡し娘2人が相続しました。</p> <p>今後、生産緑地としての管理ができず、解除を目的とした申請になります。</p> <p>以前は、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することは問題ないと思われま。</p>
議長	<p>議案第3号の内容について、委員に対し、意見、質問を求めら。</p>
委員	<p>これまでは何を栽培していたのか。</p>
事務局	<p>水稲や果樹、野菜等を栽培していました。</p>
委員	<p>解除後の用途は何になるのか。</p>
事務局	<p>具体的に用途はまだ確定していません。</p>
委員	<p>都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づいて生産緑地をして貸借をすることはできないのか。</p>
事務局	<p>今回の案件は、生産緑地の解除を目的としております。</p>
委員	<p>申請者は何歳か。</p>
事務局	<p>88歳です。</p>
議長	<p>特に意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言。 (挙手全員)</p>
議長	<p>議案第2号について挙手全員を確認、原案の通り可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、議案第4号を上程。事務局に説明を求めら。 (議案内容説明)</p>
事務局	<p>議案第4号の内容について、整理番号3番を除く案件について、委員に対し、意見質問を求めら。</p>
議長	<p>特に意見がないことを確認して議案第4号、整理番号3番を除く案件について採決を宣言し、賛成者の挙手を求めら。 (挙手全員)</p>
議長	<p>議案第4号、3番を除く案件について挙手全員を確認、原案</p>

		<p>のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、議案第4号、整理番号3番の審議に入る。</p> <p style="text-align: center;">〔 農業委員会法第24条（議事参与の制限）により 関係委員は退席する。 〕</p> <p>議長 議案第4号、整理番号3番の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>議長 特に意見がないことを確認して議案第4号、整理番号3番の案件の採決を宣言。</p> <p>議長 (挙手全員)</p> <p>議長 議案第4号、整理番号3番の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>議長 (退席委員 入室)</p> <p>議長 続いて、議案第5号を上程。</p> <p>事務局 1番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>事務局 1番の案件について説明します。</p> <p>都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画の認定について、この制度は従来「宅地化すべきもの」とみなされていた市街化区域内の農地を「あるべきもの」として保全していくために令和元年11月に施行された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づくもので、「都市農地」とは生産緑地のことを指します。</p> <p>制度の趣旨は、生産緑地の貸借を可能にするもので、土地所有者の高齢化が進み友好的な活用が困難となった生産緑地を意欲ある都市農地の担い手に貸し付けることで、都市農地を保全し、有効活用していくものです。</p> <p>生産緑地を貸借するためには、市町村が認定をする基準となる「都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の内容に関する基準」を満たす者が市長に対して耕作に関する事業計画を申請し、市長は農業委員会の議決を得て事業計画の認定を行う必要があります。</p> <p>申請地は、日進西高校から北へ約170メートルの位置に所在する3筆になります。</p> <p>現況は生産緑地で果樹を栽培しており、面積は3筆合計で4、</p>
--	--	---

		<p>5 1 2 m²です。</p> <p>申請者は、祖父の代からぶどうを栽培しています。</p> <p>都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行規則第3条第1号の基準については、イの「申請者が、申請都市農地において生産された農産物又は当該農産物を原料として製造され、若しくは加工された物品を主として当該申請都市農地が所在する市町村の区域内若しくはこれに隣接する市町村の区域内又は都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内において販売すると認められる」ため支障ありません。</p> <p>同施行規則第3条第2項に規定する基準についても、農地周辺の雑草など、管理を徹底し、周辺の生活環境に支障を及ぼさないよう善処することが認められるため支障ありません。</p> <p>申請地では果樹の栽培を予定しています。</p> <p>年間農作業従事日数は、延日数で220日であり、農業従事者の状況は2名で農作業に従事する計画となっています。</p> <p>農機具はトラクター1台と運搬車2台を所有しています。</p> <p>貸借期間は10年間で、使用貸借権です。</p> <p>議案第5号について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>市内で生産した農産物を100%販売しなければならないのか。</p> <p>販売に関しては、生産量や販売金額等の概ね5割以上を想定しています。</p> <p>また、毎年利用状況の報告を求めており、その報告をもとに適切に管理されているかの判断を行います。</p> <p>更新はされるのか。</p> <p>法定更新が適用されないため、期間が満了したら再度認定をし直すこととなります。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第5号の採決を宣言。 (挙手全員)</p> <p>議案第5号について原案のとおり可決したことを宣言した。 続いて、議案第6号を上程。 事務局に説明を求める。 (議案内容説明)</p> <p>議案第6号について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>年間農業所得について、周辺の市区町村と比べて特段低い金額設定になっていないか、農業の新規就農者を増やすためには</p>
	議長 委員	
	事務局	
	委員 事務局	
	議長	
	議長	
	事務局 議長 委員	

		<p>高い収入が得られるという数値目標のほうが良いのではないか。</p>
	事務局	<p>農業経営目標数値について、農業従事者と他産業の従事者と比較して遜色ないような目標数値になっています。</p>
		<p>明らかに他産業に従事している人より収入がない、あるいは劣っているという状況に陥らないためには設定した数値が必要ではないかという考えで設定しています。</p>
		<p>愛知県の基本方針の中で、県内の一般的な地理的な状況の中で考えた中での数値となっています。</p>
		<p>基本方針を参考にしながら、市町村独自で数値を設定することも可能です。</p>
		<p>日進市が、愛知県の定める一般的な地理的な状況の中で不利とも有利とも言える状況とは認められないため、愛知県と同じ数字を設定しています。</p>
		<p>同じように、新規就農者の確保については愛知県の基本方針の数字を引用しています。</p>
	議長	<p>特に意見がないことを確認して議案第5号の採決を宣言。 (挙手全員)</p>
	議長	<p>議案第6号について原案のとおり可決したことを宣言した。 続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。</p>
	事務局	<p>(事務局より専決について一括で報告) 専決1号 3条届出 1件 専決2号 4条届出 1件 専決3号 5条届出 16件</p>
	議長	<p>専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)</p>
	議長 事務局	<p>その他連絡事項について事務局に報告を求める。 (事務連絡)</p>
		<p>・ 次回の農業委員会 (令和3年10月28日(木) 午後3時 北庁舎2階会議室)</p>
	議長 (15:37)	<p>特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言</p>

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年 月 日 議事録署名者 11番委員 _____

議事録署名者 1番委員 _____